

第439回南国市議会定例会会議録

第6日 令和7年3月10日 月曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	農林水産課長 川村佳史
農地整備課長 高橋元和	商工観光課長 山崎伸二
建設課長 橋詰徳幸	地籍調査課長 吉本晶先
都市整備課長 篠原正一	住宅課長 松岡千左

上下水道局長	濱田秀志	会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子
福祉事務所長	天羽庸泰	教育長	竹内信人
参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳	生涯学習課長	前田康喜
監査委員 事務局長	中村比早子	農業委員会 事務局長	弘田明平
消防長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和7年3月10日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和6年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第7号 令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第8号 令和7年度南国市一般会計予算
- 第9 議案第9号 令和7年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和7年度南国市介護保険特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和7年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和7年度南国市水道事業会計予算
- 第15 議案第15号 令和7年度南国市下水道事業会計予算
- 第16 議案第16号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市路外駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第20 議案第20号 南国市都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 十市・稲生保育園統合高台移転整備事業用地の取得について
- 第26 議案第26号 市道の認定について
- 第27 議案第27号 普通財産の無償貸付けについて
- 第28 議案第28号 普通財産の無償貸付けについて
- 第29 議案第29号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）について
- 第30 議案第30号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第31 議案第31号 南国市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第32 議案第32号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第33 報告第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第34 報告第2号 債権放棄の報告について
- 第35 報告第3号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第35まで

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第32号まで、報告第1号から報告第3号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第32号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上35件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） おはようございます。日本共産党南国市議団の杉本理です。

今回提案されております議案第24号南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、2点ほどお伺いをいたします。

1つは、今回の条例案、どのような条例案なのか、改めて御説明をお願いしたいと思います。

2点目は、今回提案されている内容で、なぜ職員の配偶者に係る扶養手当を廃止するのかということをお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。総務課長。

〔松木和哉参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 杉本議員から質問のございました議案第24号南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

本議案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づく国家公務員の各種手当に係る基準改正等に準じまして、南国市一般職の職員の各種手当等の見直しを行うことから、南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、まず扶養手当の見直しを2年間で段階的に実施をいたします。

配偶者に係る手当につきましては、現行の6,500円から令和7年度は3,000円へと減額をしまして、令和8年度には手当を廃止といたします。

子に係る手当につきましては、1人につき現行の1万円から令和7年度は1万1,500円、令和8年度は1万3,000円と段階的に引上げを行うものでございます。

通勤手当につきましては、支給要件を拡大いたしまして、支給上限額を15万円に引上げをします。

また、管理職員特別勤務手当につきましては、支給対象時間を拡大いたしまして、現行は午前0時から午前5時までの勤務が対象となっておりますけれども、改正後につきましては、午後10時から翌日の午前5時までの勤務を対象といたします。

さらに、給料表の俸給月額を最低水準の引上げを行います。一般行政職給料表では3級から6級におきまして、また教育職の給料表におきましては、2級、3級において、初号の額の引上げを行います。

そのほかにも、再任用された職員に対して住居手当の支給を行うようにするなど、条例の一部改正を行い、本年4月1日から施行するものでございます。

この中で、議員から御質問がありました配偶者に係る扶養手当の廃止につきましては、国におきましては、民間企業では配偶者の働き方に中立になるよう配偶者手当の見直しが進められていること。また、近年、官民ともに配偶者に係る手当が縮小傾向にあること。また、少子化対策が推進されていること等を踏まえまして、配偶者に係る手当を廃止し、一方で、子に係る手当を引き上げることについて、2年をかけて実施するというようにされたものでございます。各地方公共団体に対しても、この国の見直しの趣旨を踏まえ適切に対処するよう通知がされておりますので、国の制度に合わせて、今回見直しを行うものでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 8番杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

提案理由説明では、扶養手当の見直しということが文字では出ておりましたけれども、今御説明いただきまして、各種通勤手当などいろいろな改正がこの中に盛り込まれてるということが分かりました。連合審査、それから常任委員会の審査もありますので、そちらでも話が出るかもしれません。

また、先ほどの答弁の最後のほうに、なぜやるのかということにつきまして、国が見直しを進めているですとか、官民ともにという話がありました。また、各地方公共団体に対しても適切に対処するように通知がされてるということが言われましたが、多分、これ技術的助言だと

思いますので、あくまでも助言ということだと思います。本市は本市で、国のことを参考にしつつ、決定をしていくということが大事ではないかなということを述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第27号の質疑を終結いたします。

議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第29号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） 議案第29号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）についてお伺いをしてまいります。

お伺いをいたしますのは、次の4点についてであります。

1点目につきましては、上倉・瓶岩北辺地に係る総合計画、そもそもこの総合計画というのはどのような内容なのかお答えをお願いいたします。

2点目は、この中で地方債を発行ということで辺地対策事業債を発行することになっておりますけれども、充当率、算入率についてもお答えをいただきたいと思います。

3点目は、既に計画が始まっており2年がたとうとしておりますけれども、令和5年度から6年度の進捗、成果を大まかで構いませんので、お答えをお願いいたします。

最後4点目は、今回第2次変更ということですので、第2次変更における変更点をお答えください。以上、4点です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。企画課長。

〔田所卓也企画課長登壇〕

○企画課長（田所卓也） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画とはということですが、辺地に係る総合整備計画とは、山間部や離島などへのへんぴな地域とそうでないその他の地域における住民の生活水準の著しい格差の是正を図るため、国の財政上の特別措置を受けて当該辺地に係る公共的施設を総合的に整備していくための5年スパンの計画です。本計画では、市内北部地域にある市道、橋梁、林道の整備や修繕、老朽化した奈路小学校へのスクールバスなどの車両更新、奈路防災コミュニティセンター屋根修繕工事など公民館等の整備、奈路地区等への飲料水供給施設の整備、白木谷地区での集出荷施設整備、香美森林組合が整備する作業用機械購入への補助などを計画に上げております。

次に、辺地対策事業債とはということですが、辺地対策事業債とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく、充当率が100%で、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される大変有利な財政措置のある地方債です。

次に、令和5年から6年度の進捗成果ということですが、当初計画から事業量は増加しておりますので、進捗率については申し上げにくいのですが、整備等が終わっている施設といたしましては、市道瓶岩体育館線の橋梁や林道釣瓶線の橋梁改修、奈路及び白木谷小学校のスクールバス、岡豊小学校から白木谷小学校への給食配送車両、梅星館の外構工事や奈路防災コミュニティセンターの屋根修繕工事、成合地区の飲料水供給施設のデジタル化、白木谷地区での四方竹用の製氷機、香美森林組合が実施する間伐材等の作業機械導入が完了しております。

最後に、第2次変更における変更点とはということですが、議案のほうに公共的施設の整備計画の表がありますが、表の下2つの施設については変更ありません。変更のありました施設名ごとに御説明いたします。

市道につきましては、市道210号線、212号線、黒滝中ノ川線、八京荒田線等において改良事業等の増減がありますが、市道としては全体で事業費を増額しております。

次に、橋梁につきましては、瓶岩体育館線橋梁建設工事及び林道釣瓶線橋梁改修工事が完了したことに伴い、事業費を精査して減額しております。

林道につきましては、香美森林組合への作業道整備に対する事業費を増額し、自動車につきましては、奈路及び白木谷小学校のスクールバス更新、また岡豊小学校から白木谷小学校への給食配送車両の整備が完了したことに伴い、事業費を精査し減額しております。

公民館、その他の集会施設につきましては、梅星館の外構工事と奈路防災コミュニティセンターの屋根修繕工事が完了したことに伴い、事業費を精査し減額。

通学施設につきましては、白木谷小学校多目的ホールへの空調設備設置が事業対象外となったことから、事業を削除しております。

飲料水供給施設につきましては、外山、中谷地区を追加して事業費を増額しております。以上です。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第29号の質疑を終結いたします。

議案第30号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第30号の質疑を終結いたします。

議案第31号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第32号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第32号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第3号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号、議案第31号及び報告第1号、以上3件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

＊

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第30号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第30号は同意することに決しました。

次に、議案第31号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（岩松永治） 起立全員であります。よって、議案第31号は同意することに決しました。

次に、報告第1号を採決いたします。本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決しました。

なお、報告第2号、報告第3号、以上2件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岩松永治） ただいま議題となっております議案第1号から議案第29号まで及び議案

第32号、以上30件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

*

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第2条繰越明許費の補正

第3条地方債の補正

議案第2号 令和6年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第8号 令和7年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第13款予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

議案第9号 令和7年度南国市土地取得事業特別会計予算

議案第21号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

議案第22号 南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 南国市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第29号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第2次変更）について

産業建設常任委員会

- 議案第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
- 議案第6号 令和6年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 令和7年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
第11款災害復旧費
- 議案第12号 令和7年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 議案第14号 令和7年度南国市水道事業会計予算
- 議案第15号 令和7年度南国市下水道事業会計予算
- 議案第18号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 南国市路外駐車場の設置及び管理に関する条例
- 議案第20号 南国市都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 市道の認定について
- 議案第27号 普通財産の無償貸付けについて
- 議案第28号 普通財産の無償貸付けについて

教育民生常任委員会

- 議案第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第3号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第4号 令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 議案第5号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 議案第8号 令和7年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第10号 令和7年度南国市国民健康保険特別会計予算

議案第11号 令和7年度南国市介護保険特別会計予算

議案第13号 令和7年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第16号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 十市・稲生保育園統合高台移転整備事業用地の取得について

議案第32号 南国市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

—————*—————

○議長（岩松永治） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。明11日から16日までの6日間は、委員会審査等のため休会し、3月17日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月17日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時20分 散会